

## V 各種助成金等

### 1 トライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）

本助成金は、下記の「支給対象事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者を2の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

#### 1 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者です。

##### (1) 障害者トライアル雇用の対象労働者

次の①と②の両方に該当する者であること

①継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者

②次のア～カのいずれかに該当する者

ア 重度身体障害者

イ 重度知的障害者

ウ 精神障害者

エ 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者

オ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上又は転職が2回以上ある者

カ 紹介日以前において離職している期間が6か月を超えている者

##### (2) 障害者短時間トライアル雇用の対象労働者

次の①と②の両方に該当する者であること

①継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している者

②次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 精神障害者

イ 発達障害者

#### 2 支給対象事業主

(1) ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等（※1）の紹介により雇い入れ、障害者トライアル雇用等の期間について、雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと（障害者短時間トライアル雇用の対象となる週所定労働時間が20時間未満である者を雇い入れた場合を除く）。

(2) 障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用等を終了した日までの間に、トライアル雇用事業所において、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがないこと。

(3) 障害者トライアル雇用等に係る雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用等を終了した日までの間に、トライアル雇用事業所において、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※2）により、当該障害者トライアル雇用等に係る雇入れの日における雇用保険被保険者数の6%を超え、かつ、3人を超えて離職させていないこと。

※1 具体的には次の機関が該当します。

① 公共職業安定所（ハローワーク）

② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）

③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、又は無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

※2 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A又は3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）

### 3 トライアル雇用期間

#### (1) 障害者トライアル雇用

原則3か月。ただし、身体障害者と知的障害者（重度障害者を除く）は、本人と事業主の合意により1か月又は2か月とすることができます（この場合、3か月に延長することはできません）。

なお、精神障害者は原則6か月以上12か月以内。ただし、本人と事業主の合意により当初の障害者トライアル期間を含め最大12か月まで延長することができること。また、本人と事業主との合意により、当該期間を3か月以上5か月以内とすることができます（この場合、延長することはできません）。

#### (2) 障害者短時間トライアル雇用

3か月以上12か月以内。

### 4 支給額

#### (1) 支給対象期間

障害者トライアル雇用の場合は、障害者トライアル雇用を開始した日から1か月単位で最長3か月間を対象として助成をします（精神障害者は6か月を超えて障害者トライアル雇用をする場合であっても支給対象期間は最長6か月間です）。

障害者短時間トライアル雇用の場合は、障害者短時間トライアル雇用を開始した日から1か月単位で最長12か月間を対象として助成をします。

#### (2) 支給額

本助成金の支給額は、障害者トライアル雇用の場合は支給対象者1人につき月額4万円（精神障害者を雇用する場合は月額8万円（※3））、障害者短時間トライアル雇用の場合は支給対象者1人につき月額4万円です。

なお、支給対象期間中のある月において、支給対象者が就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合（ア）が次表の左欄の場合、当該月の月額額は右欄になります。

（計算式）

割合	支給月額
	・ 障害者トライアル雇用の場合 （精神障害者を雇用する場合） ・ 障害者短時間トライアル雇用の場合
75% ≤ ア	4万円（8万円）
50% ≤ ア < 75%	3万円（6万円）
25% ≤ ア < 50%	2万円（4万円）
0% < ア < 25%	1万円（2万円）
ア = 0%	不支給

ア =  $\frac{\text{支給対象者が1か月間に実際に就労した日数}}{\text{支給対象者が1か月間に就労を予定していた日数}}$

※3 精神障害者に対して障害者トライアル雇用を実施する場合、雇入れの日から起算して3か月の間は8万円、4か月目以降は4万円

本助成金の受給にあたっては、上記のほかに要件や手続き等があります。

詳しくは愛知労働局又は管轄ハローワークへお問い合わせください。

<問合せ先> 各ハローワーク	【P. 57】
愛知労働局あいち雇用助成室	TEL 052-219-5519

## 2 特定求職者雇用開発助成金

### \* 特定就職困難者コース

身体障害者、知的障害者又は精神障害者をはじめ、特に就職が困難な求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主（※）に対して、国が企業規模や障害の態様等に応じて、助成金を支給します。具体的な助成額、助成期間は下表のとおりとなります。

なお、受給できるのは、次のすべての要件を満たす事業主です。

※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることをいう。）が確実であると認められる事業主。

- (1) ハローワーク等の紹介により、対象労働者（65歳未満の者に限る。）を継続して雇用する雇用保険の一般被保険者として雇い入れる雇用保険の適用事業主。
- (2) 当該雇い入れの前及び後6か月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む）していないこと。
- (3) 当該雇い入れの前及び後6か月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を特定受給資格者となる理由で、当該雇い入れ日における同被保険者の6%、かつ、3人を超えて離職させていないこと。

#### ○助成額・助成期間等

対象労働者	助成額総額（中小企業）	助成期間（中小企業）
重度身体障害者、 重度知的障害者 及び精神障害者（注1）	100万円（240万円）	1年6か月（3年）
45歳以上の身体障害者 及び知的障害者	100万円（240万円）	1年6か月（3年）
身体障害者及び知的障害者 （雇い入れ時に45歳未満の者 で重度以外）	50万円（120万円）	1年（2年）
短時間労働者である（注2） 身体障害者、知的障害者 及び精神障害者	30万円（80万円）	1年（2年）

- ・助成額総額の（ ）内は、中小企業主に対する助成期間、助成額を示す。
- ・支給対象期間（6か月）単位で、支給する。
- ・対象労働者が最低賃金の減額の特例許可を受けている場合、助成額は上表によらず、各支給対象期に対象労働者に対し支払った賃金に助成率（重度者等1/3、中小企業の重度者等1/2、重度者以外1/4、中小企業の重度者以外1/3）を乗じて得た額を支給する。

注1：精神障害者とは、次に掲げる者で、症状が安定し、就労可能な状態にあるものをいう。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・統合失調症、そううつ病(そう病・うつ病含む)又はてんかんにかかっている者

注2：短時間労働者とは、雇用保険被保険者のうち、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用保険被保険者をいう。

**\* 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース**

○対象事業主・・・特定就職困難者コースと同様。(ただし、ハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主であり、管轄労働局長に対し雇用管理に関する事項を報告する事業主。)

○対象労働者・・・次の①及び②に該当する者 ※ただし、特定就職困難者コースの支給対象者は除きます

- ①障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方
  - ▶発達障害の場合：発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
  - ▶難病の場合：難治性疾患を有する方
- ②雇入れ日時点で満年齢 65 歳未満である方

対象疾病一覧につきましては、厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu\\_nanchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html)  
にてご確認ください。

**○助成額・助成期間等**

対象事業主	助成額総額（短時間労働）	助成期間
中小企業事業主以外	50 万円（30 万円）	1 年
中小企業事業主	120 万円（80 万円）	2 年

本助成金の受給にあたっては、上記のほかに要件や手続き等があります。  
詳しくは労働局又は管轄ハローワークへお問い合わせください。

＜問合せ先＞	各ハローワーク 愛知労働局あいち雇用助成室	【P. 57】 T E L 052-219-5519
--------	--------------------------	-------------------------------

### 3 中小企業応援障害者雇用奨励金

障害者の雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用した場合に事業主に対して助成する愛知県独自の制度です。

#### ○主な支給要件

- ・常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業等であること
- ・県内に企業の主たる事業所（いわゆる本社）を有する事業主
- ・対象障害者を初めて雇用する日の前日までの過去3年間に、対象障害者について雇用実績がないこと
- ・対象障害者を雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実にできると認められること

★ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等以外（大学のキャリアセンターのあっせん、求人誌による直接応募等）の雇い入れの場合でも支給対象となります。一定の条件があります。）

**注意** 以下の場合には対象外となります。

- ・国の「特開金（障害者初回雇用コース）」※の支給対象である場合
- ・就労継続支援A型の事業を実施している事業主である場合

※障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、当該雇い入れにより法定雇用障害者数以上となり、かつ、12か月間継続して雇用した場合に一定額を助成

#### ○対象障害者

次の①～③のいずれかである障害者

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者

#### ○支給額

対象労働者の区分	支給額
一般労働者・短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円

（注）一般労働者とは、常時雇用する労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいい、短時間労働者とは、常時雇用する労働者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう

#### ○支給申請手続

奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から起算して2か月以内に必要な書類を添えて愛知県へ支給申請書を提出することが必要です。

例：令和3年4月1日雇用の場合 → 令和3年10月1日から令和3年11月30日までに申請

H30	R3	雇用			
4/1	3/31	4/1	9/30	10/1	11/30
過去3年障害者雇用歴なし		雇用6か月		申請期間2か月	

※申請期限を過ぎてから提出した場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

<提出先・問合せ先>

愛知県労働局就業促進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

T E L 052-954-6367 F A X 052-954-6927



## 4 障害者雇用納付金制度に基づく助成金等

障害者の雇用にあたり障害者各人の適性や能力を十分に引き出すには、施設・設備の整備を必要とすることが少なくありません。また、職場環境への適応や仕事の習熟のための特別な措置の実施が必要となることもあります。

このため、事業主が障害者の雇用にあたって施設・設備の整備や特別の雇用管理を行う場合に費用の一部を助成し、その経済的負担を軽減し障害者の雇入れや雇用の継続が容易になるよう、障害者雇用納付金制度（P.13 参照）に基づき、次のような助成金を設けています。

申請手続きの窓口は、**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部高齢・障害者業務課**です。審査・認定・支給の決定は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行います。

※認定申請書の提出期限が助成金ごとに違いますので、事前に事業計画等のご相談をお願いします。

### \* 障害者作業施設設置等助成金（作業施設・作業設備の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害者が作業を容易に行うことができるよう、作業施設・設備の設置または整備を行う費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<b>①第1種 作業施設 設置等助成金</b> ○作業施設・作業設備等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul> ※上記の	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者1人につき450万円（作業施設、附帯施設、作業設備の合計）</li> <li>※作業設備の場合 障害者1人につき150万円（中途障害者の場合は、1人につき450万円）</li> <li>・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額（1事業所あたり1会計年度につき合計4,500万円）</li> </ul>	
<b>②第2種 作業施設 設置等助成金</b> ○作業施設・作業設備等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者1人につき月13万円</li> <li>※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円（中途障害者の場合は、1人につき月13万円）</li> <li>・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額</li> </ul>	3年間

※中途障害者とは、雇用された後に身体障害者となった者（身体障害者にあつては、異なる身体障害を有することとなった者または身体障害の程度が重くなった者を含む。）及び精神障害者となった者で、職場復帰（当該労働者が障害者となったときに雇用している事業主の事業所において就労すること）を行うものをいいます。

### \* 障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う費用の一部を助成するものです。（認定申請日以前1年間に障害者を事業主等の都合により解雇していないこと）

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul> ※上記の障害者である在宅勤務者	1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者1人につき225万円</li> <li>・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額（1事業所または事業主の団体1団体あたり1会計年度につき合計2,250万円）</li> </ul>

＊ 障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

身体障害者または必要な合理的配慮の提供が推進されると認められる障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<b>①職場介助者の配置又は委嘱助成金</b> ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級以上の視覚障害者</li> <li>・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する者</li> <li>・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者</li> </ul> ※上記の障害者である在宅勤務者	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置1人 月15万円</li> <li>・委嘱1人1回 1万円 年150万円まで</li> </ul>	10年間
<b>②職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金</b> ○事務的業務に従事する視覚障害・四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	上記①に同じ ※上記①の職場介助者の配置又は委嘱を行って10年間職場介助者に係る助成金を受給した事業主が、引き続き当該障害者を継続して雇用し、かつ、当該障害者について当該配置又は委嘱を継続して行う場合	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置1人 月13万円</li> <li>・委嘱1人1回 9,000円 年135万円まで</li> </ul>	5年間
<b>③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金</b> ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6級以上の聴覚障害者</li> </ul>	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱1人1回 6,000円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)</li> </ul>	10年間
<b>④障害者相談窓口担当者の配置助成金</b> ○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる窓口担当者の増配置 ○障害者相談窓口担当者への研修 ○障害者相談窓口業務等を専門機関に委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> <li>・中途障害者</li> </ul> ※上記の障害者である在宅勤務者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の場合 配置1人月8万円</li> <li>・兼任の場合 配置1人月1万円</li> <li>・研修受講費の2/3、研修受講した担当者1人につき時間額700円</li> <li>・委託経費の2/3</li> </ul>	1事業所につき1回

＊ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主、または事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者</li> <li>・3級の体幹機能障害者</li> <li>・3級の視覚障害者</li> <li>・3級または4級の下肢障害者</li> <li>・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者</li> <li>・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul>	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯用 月10万円</li> <li>・単身者用 月6万円</li> </ul>	10年間	
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置1人につき 月15万円</li> </ul>	10年間	
③住宅手当の支払助成金			<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者1人につき 月6万円</li> </ul>	10年間	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス 1台 700万円</li> </ul>		
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）			※「②指導員の配置」「④通勤用バスの購入」「⑤通勤用バス運転従事者の委嘱」については、対象障害者が5人以上であることが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱1人につき 1回6,000円</li> </ul>	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			※「⑥通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱1人につき 1回2,000円</li> <li>・交通費 1認定3万円</li> </ul>	1か月間
⑦通勤のための駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借				<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者1人 月5万円</li> </ul>	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級以上の上肢障害者</li> <li>・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者</li> <li>・3級以上の体幹機能障害者</li> <li>・3級以上の内部障害者</li> <li>・4級以上の下肢障害者</li> <li>・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者</li> <li>・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者</li> </ul>	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入1台 150万円 (1級または2級の両上肢機能障害者1台250万円)</li> </ul>		



**\* 重度訪問介護サービス利用者等職場介助・通勤援助助成金**

(重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者への支援を行う事業主への助成金)

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者である労働者に対して業務に必要な支援や通勤援助をサービス事業者に委託する雇用事業主に委託費の一部を助成するものです。この委託費について、市町村等が負担する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が併用される場合に本助成金が利用できます。

(利用に際しては、雇用する障害者が居住する市町村等に事業実施の有無を確認することが必要です。)

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul>	4/5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場介助 委託1回につき月額13万3千円(中小企業は15万円)まで</li> </ul>	委託を開始した日から当該年度末まで (対象障害者1人につき1回まで)
○重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	※上記のうち次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護サービス等の支給決定を受けている者</li> <li>・週所定労働時間10時間以上の者(年度末までに10時間以上に引き上げることを目指す者を含む)</li> </ul>	中小企業 9/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤援助 委託1回につき月額7万4千円(中小企業は8万4千円)まで</li> </ul>	

**\* 障害者職場実習支援事業**

(障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の方へ)

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○職場実習の受入 ・実習期間 5~20日間程度 ・1日当たりの実習時間 3時間程度~	①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習受入謝金 実習対象者1名につき1日5,000円 限度額 同一年度で50万円</li> </ul>	同一年度 2回まで
○実習指導員の委嘱	②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者</li> </ul> ※同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導員への謝金 1日16,000円 ※1日の指導時間が4時間未満の場合 8,000円</li> </ul>	

<問合せ先>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 高齢・障害者業務課  
〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階  
TEL 052-218-3385 FAX 052-218-3389

## VI 障害者雇用優良企業等の紹介

愛知県では、昭和 43 年から障害者雇用促進策の一環として、障害者雇用を積極的に進め、共生社会を目指すノーマライゼーション理念の模範となる企業、事業主に対して、毎年障害者雇用優良企業等表彰を行っています

### 【令和 2 年度愛知県知事表彰受賞事業所】

#### 菊水化学工業株式会社

##### ○ 会社概要

所在地 名古屋市中区  
事業内容 建築仕上材の製造・販売  
従業員数 498 人  
設立 昭和 34 年 5 月

障害者雇用状況(令和 2 年 6 月 1 日)		
障害者数	うち重度	雇用率
11 人	1 人	2.41%
内訳：身体 4 人、知的 2 人 精神 5 人		

##### ○ 障害者雇用のポイント

弊社では、障害者の方の定着が課題となっており、まず、定着を図るため、受け入れ先である工場の従業員に障害者雇用に関する理解と協力を得ることに取り組みました。

工場毎に採用目標人数を設定し、愛知障害者職業センター、ハローワーク等の支援を受けて採用活動を行いました。

採用後は、従業員の個性、人格を尊重し、特性や職務能力に基づいた配属先（業務）決定をしており、共に働ける職場づくりに努めております。



#### 社会福祉法人フラワー園

##### ○ 会社概要

所在地 名古屋市中川区  
事業内容 社会福祉事業  
従業員数 108 人  
設立 平成 3 年 9 月

障害者雇用状況(令和 2 年 6 月 1 日)		
障害者数	うち重度	雇用率
5 人	0 人	4.65%
内訳：身体 1 人、知的 2 人、 精神 2 人		

##### ○ 障害者雇用のポイント

私たちは、「生きる」を共につなぐ」という理念のもと、障害の有無にかかわらず、ひとりひとりの特性を理解し、誰もが働きやすい職場、いわば、「誰もが自分らしく生きる場所」を目指し、活動しています。

具体的には、個々の得意分野を引き出し育てることで、それぞれが生きがいを見つけ働くことのできる職場作りに取り組んでいます。



## リネットジャパングループ株式会社

### ○ 会社概要

所在地 大府市  
事業内容 小型家電リサイクル事業  
従業員数 296人  
設立 平成12年7月

障害者雇用状況(令和2年6月1日)		
障害者数	うち重度	雇用率
14人	2人	4.91%
内訳：身体3人、知的8人、 精神3人		

### ○ 障害者雇用のポイント

弊社では、小型家電リサイクル法に基づく宅配便を活用した回収スキームにより、都市鉱山リサイクルを推進する事業を行っています。

使用済みPC解体には手作業が必要となりますが、この工程では、集中力の高い知的障害者が活躍しており、回収量増加とともに、知的障害者の雇用人数も年々増えている状況です。

弊社は、都市鉱山リサイクルにより障害者雇用を創出するこのビジネスモデルを、全国に拡大できるよう、今後も努力してまいります。



## Ⅶ 参考

### 1 プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(概要)

事業主が障害のある労働者の人数、障害種別、障害程度等を把握・確認する必要があるときは、個人情報保護法をはじめとする法令等に十分留意し適正な取り扱いを行うことが必要です。

利用目的の明示、本人の意思に反しない方法で行われるような配慮、情報の処理・保管等についてガイドラインが策定されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai02/pdf/78.pdf>)

#### 把握・確認

	採用段階で障害者を把握・確認	採用後に障害者を把握・確認
把握のきっかけ／初めての把握・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用目的及び必要な個人情報の内容を明示</li> <li>○毎年度利用することや、障害等級に変更・障害手帳の有効期限等について確認を行う場合があることを本人に伝え、同意を得る</li> <li>○障害者に対する企業独自の支援策、公的な支援等についても、あわせて周知を行うことが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用している労働者全員に呼びかける場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>○申告を呼びかける際には、メールやチラシ等、労働者全員に対して画一的な手段を用いること</li> <li>○左記に同じ。さらに、回答は業務命令ではないことを明確にする事が望ましい</li> </ul> </li> <li>② 個人を特定して照会を行うことができる場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>○根拠とする情報は、労働者本人が職場において障害者雇用支援制度の活用を求めて、企業に対し自発的に提供した情報であること</li> <li>○当該労働者に対して把握・確認を行うに至った経緯（根拠とした情報）を明示して尋ねること</li> <li>○左記に同じ</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>根拠として適切な例</u> 公的職業リハビリテーションや、企業が行う障害者就労支援策を利用したい旨の申し出</li> <li>・ <u>根拠として不適切な場合がありえる例</u> 所得税の障害者控除のための書類、病欠・休職の際に提出した医師の診断書等</li> </ul>	
把握・確認した情報の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度利用することや、障害等級の変更等を確認する場合があることについて、予め本人の同意を得ておく</li> <li>○手帳の有効期限や障害程度の変化等、情報を更新する頻度は必要最小限とする</li> <li>○上記②に同じ</li> <li>○本人に対して、情報の訂正等の手続きを公表し、必要に応じて訂正等を行う</li> </ul>	
	<p><b>把握・確認にあたっての禁忌事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用目的の達成に必要な情報の収集の禁止</li> <li>・ 申告又は手帳取得の強要の禁止、また申告や手帳の取得を拒んだことによる不利益取り扱いの禁止</li> <li>・ 正当な理由なく、特定個人を名指しして情報収集の対象とすることの禁止</li> <li>・ 本人の同意なく、産業医等が企業の雇用情報報告等の担当者に情報の提供を行うことの禁止</li> </ul>	

#### 処理・保管

- 安全管理措置を講じる
- 苦情処理のための体制を整備する

##### 処理・保管にあたっての禁忌事項

- ・ 利用目的の範囲を越えた情報取扱の禁止
- ・ 申告を行ったことによる不利益な取扱の禁止

## 2 愛知県の障害者雇用対策

### □障害者の就職支援

障害者就職面接会（学卒・一般）（P. 32）

大学・短大等卒業見込みの障害者と一般障害者の就職面接会を開催し、雇用機会の拡大を図る。

障害者就業・生活支援センターの設置（P. 20）

地域の障害者の職業生活における自立を図るため、就業面及び生活面での一体的支援を行う。

### □事業主への支援

あいち障害者雇用総合サポートデスク（P. 16）

障害者雇用に取り組む企業の相談窓口として、県と愛知労働局が一体となって、地域の障害者就労支援機関とも連携を図りながら、企業を総合的に支援する。

企業向け相談・雇用支援、職場実習受入企業情報の集約・発信及び職場定着支援を行う。

中小企業応援障害者雇用奨励金（P. 41）

初めて障害者を雇用する中小企業に対して、奨励金を支給し、障害者を雇用する際の企業負担を軽減する。

### □雇用の啓発

企業雇用要請文の送付

障害者雇用率未達成企業等へ雇用要請文の送付及び県内主要経済団体に対し障害者の雇用要請及び雇用維持の要請を行う。

障害者雇用促進トップセミナー（P. 32）

事業主、人事担当者等を対象に障害者雇用の現状や雇用事例の紹介等を行う。

障害者雇用優良企業等表彰（P. 46）

障害者雇用の一層の理解と周知を図るため、障害者を積極的に多数雇用した企業等に対し知事表彰を行う。

雇用啓発資料「障害者の雇用のために」、「差別のない採用選考」発行

### □職業能力開発支援（P. 31）

愛知障害者職業能力開発校（障害者職業訓練）

名古屋高等技術専門校（知的障害者職業訓練）

岡崎高等技術専門校（知的障害者職業訓練）

障害者が自己の職業能力に適する職種について、必要な基礎的技能と知識を習得するために職業訓練を実施する。

障害者委託訓練

障害者の訓練ニーズに対応するため、民間教育訓練機関や社会福祉法人、NPO等を活用し多様な訓練を実施する。

### □その他

アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催（P. 33）

障害のある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図る。

県機関の障害者インターンシップ事業

障害者の継続的な採用に向け、職域開発と県職員の障害者への理解のため、県の機関において特別支援学校の生徒を対象にインターンシップを実施する。

障害者多数雇用企業への県物品等・役務の優先発注制度（P. 34）

登録企業の公表、実績の把握、制度のPRに努める。

重度障害者多数雇用事業の指導

重度障害者等に安定した雇用の場を創出するため設立した第三セクター方式の企業の運営指導を行う。

障害者雇用審議会の開催

愛知県障害者雇用審議会条例により設置し、障害者の雇用の促進及び職業の安定のための調査審議を行う。



### 3 障害の種類による程度・範囲等

#### (1) 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		一 級	二 級	
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	
	平衡機能障害			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
心臓、じん臓若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	

級 別		三 級	四 級	
視覚障害		1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの (3 級の 2 に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	
平衡機能又は聴覚又は聴覚機能の障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの	
	平衡機能障害	平衡機能の極めて著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	
	下 肢	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
	体 幹	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		
	非 乳 幼 児 期 以 前 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
小 腸 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害 心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

級 別		五 級	六 級	
視覚障害		1 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
平衡機能又は聴覚機能の障害	聴覚障害		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上肢	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	
		下肢	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢のリズフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
	体幹	体幹の機能の著しい障害		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸若しくはじん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくはじん臓の機能の障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害	心臓機能障害		
じん臓機能障害				
呼吸器機能障害				
ぼうこう又は直腸の機能障害				
小腸機能障害				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				
肝臓機能障害				

級 別		七 級	
視覚障害			
聴覚又は 平衡機能の 障害	聴覚障害		
	平衡 機能障害		
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下 肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体 幹		
	<small>乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障害</small>	上肢機能	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓、じん臓若しくは 呼吸器又はぼうこう 又は直腸の機能障害 若しくはヒト免疫不全 ウイルスによる免疫機 能障害	心臓 機能障害		
	じん臓 機能障害		
	呼吸器 機能障害		
	ぼうこう又は 直腸の機能障害		
	小腸 機能障害		
	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害		
	肝臓 機能障害		
備 考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が2以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。		

※手帳の交付：1～6級該当者。

## (2) 知的障害者の障害判定

### 1. [療育手帳・愛護手帳]の判定

手帳の申請	市区町村役場				
判定・交付	愛知県：児童・障害者相談センター、児童相談センター 名古屋市：[判定]中央療育センター、知的障害者更生相談所 [交付]区役所、支所				
判定基準例 (区分は、自治体により異なる場合がある)		愛知県 (療育手帳)	名古屋市 (愛護手帳)	判定の基準例	
		障害程度	療育判定	障害程度	
	最重度	A	A	1	I Qが20以下のもの
	重度			2	I Q35以下のもので 上記A1に該当しないもの。
	中度	B	B	3	I Q50以下のもので 上記A1及びA2に該当しないもの
軽度	C	4		I Q75以下のもので 上記A1、A2及びB3に該当しないもの	

※手帳の更新期間：年齢や状態により2年～無期。

※名古屋市については、愛護手帳3度で身体障害者手帳が1級から3級までの方は、療育判定がAになる。

### 2. [障害者職業センター等]の判定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で厚生労働省所管の諸制度については、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターによって判定された人も知的障害者として扱う。また、重度以外の場合でも、雇用援護制度上、重度判定とする場合もある。

## (3) 精神保健福祉法における精神障害者の範囲

精神障害者とは、精神保健福祉法第5条により、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいいます。

手帳申請	市区町村役場	
判定・発行	精神保健福祉センター	手帳の有効期間：2年間（更新可） 等級区分は状態に応じ変更可能
判定基準	1級	精神障害であり身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの
	2級	精神障害であり日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	精神障害であり日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

なお、障害者雇用促進法(第2条6号)では、統合失調症、そううつ病又はてんかんの者及び精神保健福祉法第45条2項の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者であって、かつ「症状が安定し就労が可能な状態にある」者とされています。

## (4) 発達障害者

発達障害者支援法(第2条第1項、第2項)において、以下の障害を有する者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいいます。

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

詳細 発達障害情報・支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

<問合せ先>	愛知県福祉局福祉部障害福祉課	T E L	052-954-6292
	愛知県精神保健福祉センター	T E L	052-962-5377
	あいち発達障害者支援センター	T E L	0568-88-0849
	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	T E L	052-757-6140



## 4 問合せ先一覧

### 愛知県労働局

労働局就業促進課		(雇用対策) TEL 052-954-6367 FAX 052-954-6927
〃 産業人材育成課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎2階	(公共職業訓練) TEL 052-954-6364 FAX 052-954-6978 (アビリンピック) TEL 052-954-6884 FAX 052-954-6978

### 愛知労働局

愛知労働局職業安定部職業対策課	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル13階	TEL 052-219-5507 FAX 052-220-0572
〃 あいち雇用助成室	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル11階	TEL 052-219-5519 FAX 052-219-5543

### 障害者職業訓練施設等

愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14	TEL 0533-93-2102 FAX 0533-93-6554
社会福祉法人共生福祉会 なごや職業開拓校	〒451-0051 名古屋市中区則武新町2-24-14	TEL 052-582-6006 FAX 052-582-6022
名古屋高等技術専門学校	〒462-0023 名古屋市北区安井2-4-48	TEL 052-917-6711 FAX 052-917-6331
岡崎高等技術専門学校	〒444-0802 岡崎市美合町字平端24	TEL 0564-51-0775 FAX 0564-52-4568

### 障害者に対する各種施策、相談等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知障害者職業センター	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5階	TEL 052-218-2380 FAX 052-218-2379
〃 豊橋支所	〒440-0888 豊橋市駅前大通1-27 MUS豊橋ビル6階	TEL 0532-56-3861 FAX 0532-56-3860
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	TEL 052-218-3385 FAX 052-218-3389
中央障害者雇用情報センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構内)	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所5階	TEL 03-5638-2792 FAX 03-5638-2282
公益財団法人愛知県労働協会 事業課	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち(愛知県産業労働センター)17階	TEL 052-485-7156 FAX 052-583-0585
あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 春日井市神屋町713-8 (医療療育総合センター内)	TEL 0568-88-0849 FAX 0568-88-0964
名古屋市発達障害者支援センター 「りんくす名古屋」	〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	TEL 052-757-6140 FAX 052-757-6141

## \* 障害者就業・生活支援センター

豊橋障害者就業・生活支援センター		活動地域	豊橋市、豊川市（旧一宮町を除く） 蒲郡市、田原市
利用日等	月～金 午前9時～午後6時	運営主体	社会福祉法人岩崎学園
住所	〒440-0022 豊橋市岩崎町字長尾119-2		
電話/FAX	0532-69-1323 / 0532-62-7283	電子メール	syuugyou_info@iwasaki-net.or.jp
知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」		活動地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
利用日等	月～金 午前8時半～午後5時半	運営主体	社会福祉法人愛光園
住所	〒470-2102 知多郡東浦町大字緒川字寿久茂129		
電話/FAX	0562-34-6669/ 0562-34-6618	電子メール	work@aikouen.jp
なごや障害者就業・生活支援センター		活動地域	名古屋市（西区・中川区・ 港区・名東区・守山区を除く）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人共生福祉会
住所	〒462-0825 名古屋市北区大曾根4-7-28 わっば共生・共働センター		
電話/FAX	052-908-1022/ 052-908-1023	電子メール	syugyo-seikatsu@wappa-no-kai.jp
西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」		活動地域	岡崎市、幸田町
利用日等	月～金 午前9時～午後5時 (及び毎月第3日曜日午前9時～午前12時)	運営主体	社会福祉法人愛恵協会
住所	〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4-1		
電話/FAX	0564-27-8511/ 0564-27-8511	電子メール	rin-rin@aikai-k.or.jp
尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」		活動地域	一宮市、稲沢市
利用日等	月～金 午前8時半～午後5時半	運営主体	社会福祉法人樫の木福祉会
住所	〒491-0931 一宮市大和町馬引字郷裏42		
電話/FAX	0586-85-8619/ 0586-64-5852	電子メール	slope@kasinoki.jp
尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」		活動地域	春日井市、小牧市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人養楽福祉会
住所	〒480-0305 春日井市坂下町4-295-1		
電話/FAX	0568-88-5115/ 0568-88-5015	電子メール	yo-wa@youwasou.jp
尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」		活動地域	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市 東郷町、名古屋市（名東区、守山区）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人ひまわり福祉会
住所	〒465-0065 名古屋市名東区梅森坂3-3607 ネットワークひまわり1階（本部は尾張旭市）		
電話/FAX	052-709-3891/ 052-709-3892	電子メール	act@kidoairaku.org
西三河北部障がい者就業・生活支援センター		活動地域	豊田市、みよし市
利用日等	月～土 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人豊田市福祉事業団
住所	〒471-0066 豊田市栄町1-7-1		
電話/FAX	0565-36-2120/ 0565-36-0567	電子メール	wlsc@fukushi-jigyodan.toyota.aichi.jp
海部障害者就業・生活支援センター		活動地域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、 蟹江町、飛鳥村、名古屋市（中川区、港区）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人名古屋ライトハウス
住所	〒496-0807 津島市天王通り6-1 六三ビル1階 102号室		
電話/FAX	0567-22-3633/ 0567-22-3634	電子メール	ama-shugyo@nagoya-lighthouse.jp
東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」		活動地域	新城市、設楽町、東栄町、豊根村、 豊川市（旧一宮町）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人新城福祉会
住所	〒441-1301 新城市矢部字本並48		
電話/FAX	0536-24-1314/ 0536-24-1555	電子メール	will@nijidete.com
尾張中部障害者就業・生活支援センター		活動地域	北名古屋市、清須市、 豊山町、名古屋市（西区）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人共生福祉会
住所	〒452-0815 名古屋市西区八筋町260 ITALIAN第三平松マンション501		
電話/FAX	052-908-2540/ 052-908-2541	電子メール	chubu-syugyo@wappa-no-kai.jp
西三河南部西障害者就業・生活支援センター くるくる		活動地域	碧南市、刈谷市、安城市 西尾市、知立市、高浜市
利用日等	月～金 午前9時～午後6時	運営主体	特定非営利活動法人くるくる
住所	〒448-0843 刈谷市新栄町7-73 フラワービル3階		
電話/FAX	0566-70-8020/ 0566-70-8511	電子メール	syugyo-seikatu@kurux2.org

## \* ハローワーク（公共職業安定所）

所 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
名古屋中	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル1～10階	(052) 855-3740	西区、中村区、中区、中川区、 北区、清須市、北名古屋市 及び西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	(052) 681-1211	瑞穂区、熱田区、港区、南区、 緑区及び豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	(052) 774-1115	千種区、東区、昭和区、名東区、 天白区、守山区、日進市、 長久手市、愛知郡
豊橋	〒440-8507 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎1階	(0532) 52-7191	豊橋市及び田原市
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎1階	(0564) 52-8609	岡崎市及び額田郡
一宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内	(0586) 45-2048	一宮市及び稲沢市(平和町を除く)
半田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎内	(0569) 21-0023	半田市、常滑市、東海市、 知多市及び知多郡
瀬戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	(0561) 82-5123	瀬戸市及び尾張旭市
豊田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	(0565) 31-1400	豊田市及びみよし市
津島	〒496-0042 津島市寺前町2-3	(0567) 26-3158	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡及び稲沢市(平和町)
刈谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	(0566) 21-5001	刈谷市、安城市、知立市、 高浜市及び大府市
碧南出張所	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	(0566) 41-0327	碧南市
西尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	(0563) 56-3622	西尾市
犬山	〒484-8609 犬山市松本町2-10	(0568) 61-2185	犬山市、江南市、岩倉市 及び丹羽郡
豊川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	(0533) 86-3178	豊川市
蒲郡出張所	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	(0533) 67-8609	蒲郡市
新城	〒441-1384 新城市西入船24-1	(0536) 22-1160	新城市及び北設楽郡
春日井	〒486-0807 春日井市大手町2-135	(0568) 81-5135	春日井市及び小牧市



令和3年3月発行

編集・発行 愛知県労働局就業促進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6367 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6927

<https://www.pref.aichi.jp/shugyo/>